

令和8年度（7年分）市民税・県民税・森林環境税について

◆伊丹市で市民税・県民税・森林環境税の課税対象となる人

毎年1月1日（賦課期日）現在、次の表にあてはまる人

納税義務者	納める税金		
	市民税・県民税 均等割	所得割	森林環境税
市内に住所がある人	○	○	○
市内に事務所・事業所または家屋敷がある人で市内に住所がない人	○		

◆市民税・県民税・森林環境税の課税対象となる所得・・・前年1月1日から12月31日までの所得

◆市民税・県民税・森林環境税がかからない人

- ・賦課期日時点で生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- ・賦課期日時点で障害者、未成年者、ひとり親又は寡婦に該当する人で前年の合計所得金額が135万円以下の人
- ・前年の合計所得金額が次の計算式で求めた金額以下の人

同一生計配偶者又は扶養親族がある場合	35万円×（本人＋同一生計配偶者＋扶養親族の数*1）＋31万円
上記以外	45万円

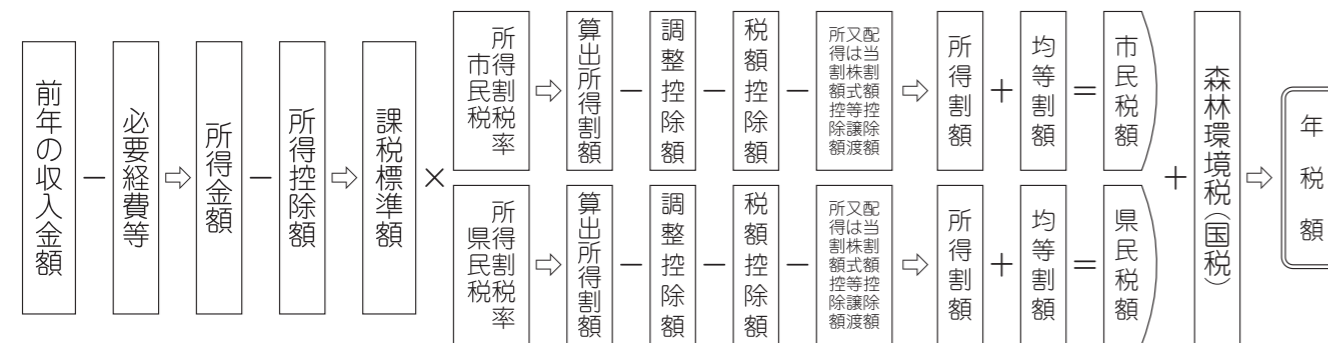
◆市民税・県民税の所得割だけがかからない人

- ・前年の総所得金額等が次の計算式で求めた金額以下の人

同一生計配偶者又は扶養親族がある場合	35万円×（本人＋同一生計配偶者＋扶養親族の数*1）＋42万円
上記以外	45万円

*1 扶養親族には、扶養控除の適用がない16歳未満の扶養親族も含めます。

◆市民税・県民税・森林環境税の計算方法



≪ 1. 給与収入・年金収入金額から所得金額の求め方 ≫

【給与所得】

給与の収入金額	端数整理額	給与の所得金額
1円～650,999円		0円
651,000円～1,899,999円		収入金額－650,000円
1,900,000円～3,599,999円	収入金額÷4,000円＝A（小数点以下切捨て） 4,000円×A＝端数整理額	端数整理額×70%－80,000円
3,600,000円～6,599,999円		端数整理額×80%－440,000円
6,600,000円～8,499,999円		収入金額×90%－1,100,000円
8,500,000円以上		収入金額－1,950,000円

【所得金額調整控除】

- 令和7年の給与収入金額が850万円を超える人で、次のイ～ハのいずれかに該当する人は、以下の計算式から得た金額を給与所得金額から控除します。
 - イ 本人が特別障害者に該当する人
 - ロ 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する人
 - ハ 年齢23歳未満の扶養親族を有する人

[計算式]（給与等の収入金額（1,000万円超の場合は1,000万円）－850万円）×10%＝給与所得金額から控除する額
- 給与所得と公的年金等に係る雑所得の両方を有する人については、給与所得（10万円を超える場合には10万円）と公的年金等に係る雑所得（10万円を超える場合には10万円）の合計額から10万円を控除した残額を、給与所得金額から控除します。

【公的年金等に係る雑所得】公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が1,000万円以下の場合

年齢	令和7年中の公的年金等の収入金額の合計(B)	公的年金等に係る雑所得金額(C)
65歳以上の人 昭和36年1月1日以前に生まれた人	1,100,000円以下	0円
	1,100,001円～3,299,999円	(B)－1,100,000円
	3,300,000円～4,099,999円	(B)×75%－275,000円
	4,100,000円～7,699,999円	(B)×85%－685,000円
	7,700,000円～9,999,999円	(B)×95%－1,455,000円
65歳未満の人 昭和36年1月2日以後に生まれた人	10,000,000円以上	(B)－1,955,000円
	600,000円以下	0円
	600,001円～1,299,999円	(B)－600,000円
	1,300,000円～4,099,999円	(B)×75%－275,000円
	4,100,000円～7,699,999円	(B)×85%－685,000円
	7,700,000円～9,999,999円	(B)×95%－1,455,000円
	10,000,000円以上	(B)－1,955,000円

* 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円超2,000万円以下の場合は(C)に10万円加算、2,000万円を超える場合には(C)に20万円加算します。

≪ 2. 所得控除 ≫ 年齢は、前年の12月31日現在で判定します。

人的控除	控除額	摘要	
基礎控除	下記別表1参照		
扶養控除	一般	33万円	【控除対象扶養親族・控除対象配偶者】 前年年末（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）の現況において、次のいずれにも該当する人。 ・親族（6親等内の血族又は3親等内の姻族）であること。 ・納税義務者と生計を一にしていること。 ・被扶養者の前年の合計所得金額が、58万円以下であること。（配偶者控除については、納税義務者の合計所得金額が1,000万円以下であること） ・青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けていない、又は白色申告者の事業専従者でないこと。 ※ 16歳未満の扶養親族は扶養控除の適用対象外ですが、障害者控除や住民税の非課税基準の算定には扶養親族の人数として算入されます。
	特定	45万円	
	同居老親等	45万円	
	老人	38万円	
配偶者控除	一般	下記別表2参照	70歳未満の配偶者を有する人
	老人	下記別表2参照	70歳以上の配偶者を有する人
配偶者特別控除	下記別表3参照	納税義務者の前年の合計所得金額が1,000万円以下で、かつ生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が58万円超、133万円以下）を有する人	
特定親族特別控除	下記別表4参照	納税義務者と生計を一にする19歳以上23歳未満の親族等（前年の合計所得金額が58万円超、123万円以下）を有する人	
障害者控除	一般	26万円	※ 介護認定を受けた人が、税法上の障害者控除の適用を受けるためには、福祉事務所長が証明する「障害者控除対象者認定書」の交付を受けることが必要です。
	特別	30万円	
	同居特別	53万円	
勤労学生控除	26万円	前年の合計所得金額が85万円以下で、かつ、勤労によらない所得が10万円以下の勤労学生の人	
ひとり親控除	30万円	次の①～③の全てに該当する人 ① 現に婚姻をしていない*1、又は配偶者の生死が不明 ② 扶養親族である子を有している ③ 前年の合計所得金額が500万円以下	
寡婦控除	26万円	ひとり親に非該当かつ前年の合計所得金額が500万円以下の人で次のいずれかに該当する人 ① 夫と離婚した後、婚姻をしておらず*2、子以外の扶養親族を有している ② 夫と死別した後、婚姻をしていない*2、又は夫の生死が不明である	

*2 住民票の記載で、事実上、婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいる場合を除きます。

別表1：基礎控除額

納税義務者本人の合計所得金額	2,400万円以下	2,400万円超 2,450万円以下	2,450万円超 2,500万円以下	2,500万円超
控除額	43万円	29万円	15万円	控除適用なし

別表2：配偶者控除額

	納税義務者本人の合計所得金額	控除額
一般	900万円超 950万円以下	22万円
	950万円超 1,000万円以下	11万円
	1,000万円超	控除適用なし
老人	900万円以下	38万円
	900万円超 950万円以下	26万円
	950万円超 1,000万円以下	13万円
	1,000万円超	控除適用なし

別表3：配偶者特別控除額

	配偶者の合計所得金額	納税義務者本人の合計所得金額			
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
一般	58万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円	控除適用なし
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	
老人	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	なし
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円	

別表4：特定親族特別控除額

生計を一にする親族等（19歳以上23歳未満）の合計所得金額	控除額
58万円超 95万円以下	45万円
95万円超 100万円以下	41万円
100万円超 105万円以下	31万円
105万円超 110万円以下	21万円
110万円超 115万円以下	11万円
115万円超 120万円以下	6万円
120万円超 123万円以下	3万円

≪ 2. 所得控除(つづき) ≫

雑損控除	【要件】前年中に本人又は本人と生計を一にする配偶者その他の親族が所有する住宅や家財などについて災害等により損害を受けた場合 【控除額】(損失金額－保険金等で補てんされる金額)＝Aとして次の①又は②のいずれかが多い金額 ①A－(総所得金額等×10%) ②(Aのうち災害関連支出の金額)－5万円
医療費控除	① 通常の医療費控除 【要件】前年中に本人又は本人と生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合 【控除額】(支払った医療費－保険金等で補てんされた金額)－(総所得金額等×5%又は10万円のいずれか少ない金額)(限度額200万円) ② セルフメディケーション税制による医療費控除の特例 【要件】前年中に本人が健康診断等を受け、本人又は本人と生計を一にする配偶者その他の親族のスイッチOTC医薬品購入費を支払った場合 【控除額】(スイッチOTC医薬品購入費－保険金等で補てんされた金額－12,000円)(限度額88,000円) ①通常の医療費控除と②セルフメディケーション税制による医療費控除の特例は選択適用です。いずれか一方を選択してください。
社会保険料控除	【要件】前年中に本人又は本人と生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料(健康保険料・国民健康保険料(料)・後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民年金保険料など)を支払った場合 【控除額】支払った額 ※ 生計を一にする配偶者等の親族が受け取る公的年金等から直接差し引かれている介護保険料・後期高齢者医療保険料は、本人の控除の対象にはなりません。
小規模企業共済等掛金控除	【要件】前年中に本人が契約等をしている小規模企業共済等掛金、確定拠出年金又は心身障害者扶養共済制度の掛金を支払った場合 【控除額】支払った額

生命保険料控除	契約区分・契約日	支払保険料の金額	控除額	
旧契約	一般生命保険 個人年金保険	15,000円以下	支払保険料の全額	支払保険料が一般生命保険、個人年金保険、介護医療保険の複数ある場合、それぞれで求めた金額の合計＝控除額となります。 (ただし、同じ契約区分で新・旧契約両方がある場合の控除限度額は28,000円となります。また、一般・年金・介護医療保険の3つを合わせた場合の控除限度額は70,000円となります。 ※ 所得税とは控除額が異なります。 ※ 納税義務者が支払った、生計を一にする親族の分を含めることができます。
		15,001円から 40,000円まで	(支払保険料)×1/2+7,500円	
	平成23年12月31日までに締結したもの	40,001円から 70,000円まで	(支払保険料)×1/4+17,500円	
		70,001円以上	35,000円	
新契約	一般生命保険 個人年金保険 介護医療保険	12,000円以下	支払保険料の全額	
		12,001円から 32,000円まで	(支払保険料)×1/2+6,000円	
	平成24年1月1日以降に締結したもの	32,001円から 56,000円まで	(支払保険料)×1/4+14,000円	
		56,001円以上	28,000円	
地震保険料控除	地震保険	50,000円まで	(支払保険料)×1/2	地震保険と旧長期損害保険が両方ある場合は、それぞれで求めた金額の合計＝控除額となります。 (限度額25,000円) ※ 納税義務者が支払った、生計を一にする親族の分を含めることができます。
		50,001円以上	25,000円	
	旧長期損害保険	5,000円以下	支払保険料の全額	
		5,001円から 15,000円まで	(支払保険料)×1/2+2,500円	
平成18年12月31日までに契約した長期損害保険契約等	15,001円以上	10,000円		

≪ 3. 税額控除 ≫

調整控除	合計所得金額2,500万円以下の人を対象に次の区分により控除されます。 《合計課税所得金額が200万円以下の人》 次の①と②のいずれか小さい額の5%(市民税3%、県民税2%)に相当する額 ① 人的控除の差(別表5)を合算した金額 ② 合計課税所得金額 《合計課税所得金額が200万円超の人》 次の①の金額から②の金額を控除した金額の5%(市民税3%、県民税2%)に相当する金額 ① 人的控除の差(別表5)を合算した金額 ② 合計課税所得金額から200万円を控除した金額 ただし、計算額が2,500円未満の場合は2,500円(市民税1,500円、県民税1,000円)。
------	--

総合課税を選択した株式の配当等の配当所得があるときは、次の計算式により求めた金額を、所得割額から控除します。						
配当控除額 = 配当所得の金額 × 控除率(下表)						
配当控除	課税総所得金額等		1,000万円以下の部分	1,000万円超の部分		
	配当の種類	利益の配当等	市民税	県民税	市民税	県民税
			1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証券投資信託等	外貨建等以外の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%	
		外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

別表5：人的控除の差

控除の種類	金額	
基礎控除	5万円	
障害者控除	普通	1万円
	特別	10万円
	同居特別	22万円
ひとり親控除	父	1万円
	母	5万円
寡婦控除	1万円	
勤労学生控除	1万円	

控除の種類	金額			
納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
配偶者控除	一般	5万円	4万円	
	老人	10万円	6万円	
扶養控除	一般	5万円	老人	10万円
	特定	18万円	同居 老親等	13万円

寄附金税額控除	前年中に支払った寄附金* ³ は、次の金額が所得割額から控除されます。	
	対象団体	控除額
	兵庫県共同募金会、日本赤十字社兵庫県支部に対する寄附金、兵庫県又は伊丹市が条例で定めた寄附金	(寄附金－2,000円)×10%(市民税6%・県民税4%)
	地方公共団体(都道府県・市町村)に対する寄附金	①(寄附金－2,000円)×10%(市民税6%・県民税4%) ②(寄附金－2,000円)×(90%－5%～45%* ⁴ ×1.021)×(市民税3/5 / 県民税2/5)* ⁵ ①+②の合計額が控除額となります。

- *³ 控除の対象となる寄附金額は、総所得金額の30%－2,000円が限度となります。
- *⁴ 市民税・県民税の課税総所得金額から人的控除の差(別表5)の合計額を控除した金額に応じて、割合を適用します。(別表6)
- *⁵ ②は、市民税・県民税所得割額の2割が限度となります。

住宅借入金等特別税額控除	前年分の所得税において平成21年から令和7年末までに住宅に入居し住宅ローンを受けている人で、所得税額から控除しきれなかった額がある場合は、所得割額から次の①、②のいずれか少ない金額を控除します。(控除割合は、市民税3/5・県民税2/5)
	① 前年分の所得税に係る住宅ローン控除可能額のうち所得税額において控除しきれなかった額
	② 前年分の所得税の課税総所得金額等に5%を乗じて得た額(上限97,500円)
	※ ②について、平成26年4月から令和3年末までに住宅に入居し、消費税率が8%又は10%で契約した人、または令和4年12月31日までに(特例)特別特例取得に該当する住宅に入居した人は、前年分の所得税の課税総所得金額等に7%を乗じて得た金額(上限136,500円)となります。

配当割額控除又は株式等譲渡所得割額控除	市民税	配当割額又は株式等譲渡所得割額×3/5
	県民税	配当割額又は株式等譲渡所得割額×2/5

≪ 4. 税率 ≫

◎所得割

所得の種類		市民税	県民税		
総合課税所得(給与、年金、営業、不動産、配当、一時など)		6%	4%		
山林所得		6%	4%		
申告分離課税所得	短期譲渡所得				
	一般の短期譲渡	5.4%	3.6%		
申告分離課税所得	軽減(国又は地方公共団体等の短期譲渡)	3%	2%		
	長期譲渡所得	一般の長期譲渡	3%	2%	
		優良住宅地の造成等にかかる譲渡	2,000万円以下の部分	2.4%	1.6%
			2,000万円を超える部分	3%	2%
		居住用財産にかかる長期譲渡	6,000万円以下の部分	2.4%	1.6%
6,000万円を超える部分	3%		2%		
株式等の譲渡所得	一般株式等にかかる譲渡	3%	2%		
	上場株式等にかかる譲渡	3%	2%		
上場株式等の配当所得		3%	2%		
先物取引等の雑所得		3%	2%		

≪ 5. その他(所得に関する用語) ≫

- ◎ 収入金額
給与支払金額や営業の売上げ金額など、何も引いていない額面の金額です。
- ◎ 所得金額
収入金額から必要経費等を引いた金額です。給与・年金は計算式で求めます。
- ◎ 合計所得金額
総合課税所得(営業・給与・年金所得等)と、特別控除前の申告分離課税所得(土地の譲渡所得や株式の譲渡所得等)を合計した金額で繰越控除の適用前の金額をいいます。
- ◎ 総所得金額等
合計所得金額に、繰越控除を適用した後の金額をいいます。
- ◎ 課税標準額(課税所得金額)
総所得金額等に特別控除額、所得控除額を適用した後の金額です。

別表6：寄附金税額控除額の割合

課税総所得金額から人的控除の差(別表5)を控除した金額(円)	
0円以上～ 195万円以下	5%
195万円超～ 330万円以下	10%
330万円超～ 695万円以下	20%
695万円超～ 900万円以下	23%
900万円超～1,800万円以下	33%
1,800万円超～4,000万円以下	40%
4,000万円超	45%

◎均等割

市民税	3,000円
県民税	1,800円
※ 県民税のうち800円は、緑の整備のための「県民緑税」です。	

◎森林環境税(国税)：1,000円

令和6年度より、森林整備に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税が導入されました。同税は国税ですが、賦課徴収の便宜を考慮し、市が個人の市民税・県民税の均等割とあわせて年額1,000円を賦課徴収します。

お問合せ先

664-8503

伊丹市千僧1丁目1番地

伊丹市 市民税課

電話 072-784-8022(直通)

FAX 072-784-8029